議案第８３号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

１　公の施設の名称　　弁財市民センター
朝志ケ丘市民センター
宮戸市民センター
栄町市民センター
仲町市民センター
溝沼市民センター
根岸台市民センター
膝折市民センター

２　指定管理者として指定するもの
朝霞市本町１丁目１２番３号
公益社団法人　朝霞地区シルバー人材センター
副理事長　香川　武文

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代